

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団市町村域水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和8年6月16日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
大阪企 第131号	エバーリンクス株式会社 松本 英隆	大阪市西区南堀江四丁目17番18号	令和8年6月16日	令和13年8月1日
大阪企 第433号	泉北設備工業株式会社 前田 一也	泉北郡忠岡町北出二丁目15番27号	令和8年6月16日	令和13年9月29日
大阪企 第1204号	ジャパンハウジング株式会社 宇都 弘倫	八尾市教興寺四丁目190番地	令和8年6月16日	令和13年9月29日
大阪企 第1275号	株式会社 多田興業 多田 博信	八尾市桜ヶ丘二丁目216番地102	令和8年6月15日	令和13年6月14日
大阪企 第1280号	株式会社 タナカ 浜岡 武彦	東大阪市三ノ瀬一丁目1番28号	令和8年6月16日	令和13年9月29日